

令和6年度福井県製菓衛生師試験 実施要領

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定による製菓衛生師試験を次のように実施する。

1 試験日時および試験会場※

令和6年6月30日（日） 13時から15時まで

試験会場	所在地
サンドーム福井	福井県越前市瓜生町5-1-1

※ やむを得ない事情により、日程、会場等が変更になる場合は、試験1か月前までに決定し、県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページにてお知らせいたします。

2 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、製菓理論および実技（実技は、和菓子、洋菓子、製パンよりいずれか1つを選択）

ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級または2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論および実技の受験免除を受けることができる。

3 受験願書等の配布

(1) 配布期間

令和6年3月12日（火）から4月26日（金）まで

（8時30分から17時15分まで 土曜日、日曜日、祝日を除く）

(2) 配布場所

福井市保健所、県各健康福祉センターまたは県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課

なお、受験願書等の様式は県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページからダウンロード可能。

(3) 郵送対応

県外在住者で、願書の配布を郵送で希望する場合は、請求者の郵便番号、住所、氏名を記し、140円分（速達希望は400円分）の切手を貼った返信用封筒（角形2号、A4サイズの書類が折らないで入る大きさのもの）を同封のうえ、封筒の表に「製菓衛生師試験受験願書請求」と朱書きし、下記に請求すること。

〒910-8580 （住所記載不要） 福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課 食品安全グループ
--

なお、郵送により請求する場合は、願書受付期間に間に合うよう、余裕をもって早めに行うこと。

4 受験願書等の受付

(1) 受付期間

令和6年4月15日(月)から4月26日(金)まで

(8時30分から17時15分まで 土曜日、日曜日を除く)

なお、郵送(簡易書留または書留)による提出の場合は、令和6年4月26日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出先および問い合わせ先

県内在住者は、当該住所を管轄する県各健康福祉センターまたは福井市保健所、県外在住者は県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課で受け付けする。

管轄市町等	所在地	電話番号
福井市	福井市保健所 生活衛生課 〒918-8004 福井市西木田2丁目8-8	0776-33-5183
永平寺町	福井健康福祉センター 環境衛生課 〒918-8540 福井市西木田2丁目8-8	0776-36-1119
あわら市、坂井市	坂井健康福祉センター 環境衛生課 〒919-0632 あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0600
大野市、勝山市	奥越健康福祉センター 環境衛生課 〒912-0084 大野市天神町1-1	0779-66-2076
鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町	丹南健康福祉センター 生活衛生課 〒916-0022 鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町)	二州健康福祉センター 生活衛生課 〒914-0057 敦賀市開町6-5	0770-22-3747
小浜市、高浜町、おおい町、若狭町(旧上中町)	若狭健康福祉センター 環境衛生課 〒917-0073 小浜市四谷町3-10	0770-52-1300
県外在住者	福井県健康福祉部健康医療局 医薬食品・衛生課 食品安全グループ 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1	0776-20-0354

5 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校卒業以上で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識および技能を修得した者
- (2) 中学校卒業以上で、2年以上菓子製造業に従事した者

【受験資格の特例】

製菓衛生師法施行(昭和41年12月26日)の際、現に菓子製造業に従事していた者(中学校卒業者を除く。)で、菓子製造業に従事していた期間が、製菓衛生師法施行の日において3年を超えているもの又は同法施行の日後3年を超えるに至ったもの

なお、次の場合は、菓子製造業務に従事したものと認められない。

- ① 専ら菓子製造品の運搬、配達および食器洗浄等の直接菓子製造に関係のない業務に従事していた場合
- ② 雇用形態がパートまたはアルバイトで菓子製造業務に従事していた場合（ただし、原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務していた場合は除く。）

6 提出書類

	書類名	留意事項
(1)	製菓衛生師試験受験願書	福井県製菓衛生師法施行細則で定める様式とする。
(2)	写真	出願日前6か月以内に上半身、正面および脱帽で撮影した縦6cm・横4cmのものを写真台紙に貼付する。なお、写真の裏面に生年月日および氏名を記入する。
(3)	①菓子製造業従事証明書 (受験願書と一連の様式) ① または ②	原則として、当該施設の代表者（経営者）から証明を受けること。 ・証明印は、当該施設の施設長など代表者の職印を用いること。 ・個人経営の経営者など個人が証明する場合は、証明者印は印鑑登録済の印鑑を用い、印鑑証明書（発行後3か月以内）を添付すること。 ※受験資格の審査のために必要がある場合は、証明者に直接確認をしたり、追加資料などの提出を求められることがあります。
	②製菓衛生師養成施設の卒業証明書（注意：卒業証書ではない）	製菓衛生師養成施設の卒業証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（発行後6か月以内のもの）を添付すること。
(4)	履歴書 (受験願書と一連の様式)	・学歴の欄には、学校教育法第1条に規定する学校（中学校、高等学校、大学、高等専門学校等）で最後に卒業した学校を記入する。 ・職歴の欄には、主な菓子製造業務の従事歴を記入する（製菓衛生師養成施設の卒業者は記入不要）。
(5)	菓子技能士の1級または2級技能検定合格証書	菓子製造技能士資格を有し、製菓理論および実技の受験免除を希望する者のみ提示する。

ただし、令和5年度に福井県知事が実施した製菓衛生師試験において（3）（4）の書類を提出した者がその旨を受験願書に記載したときは、当該書類の提出を省略することができる。（受験願書の氏名と昨年度の受験時の氏名とが異なる場合は、戸籍抄本が必要となる。）

7 受験手数料

(1) 納付金額

9,400 円（受験手数料は、願書受付後、いかなる理由があっても返還しない。）

(2) 納付方法

① 福井県収入証紙による納付

当該手数料に相当する額の福井県収入証紙を受験願書に貼付する。（受験者は消印をしないこと。）なお、県外に在住する者は郵便為替によることができる。その場合、郵便為替は糊等により書類への貼付をしないこと。

② 手数料納付システムによる納付

県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページから納付手続きを行い、その際に発行される 12 桁の申込番号を受験願書に記入する。

8 合格発表

(1) 発表日時

令和 6 年 7 月 30 日（火）10 時 00 分

(2) 発表方法

① 県庁 1 階掲示板・県各健康福祉センター掲示板に合格者の受験番号を掲示

② 県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページに合格者の受験番号を掲載
掲載期間：令和 6 年 7 月 30 日（火）から 8 月 30 日（金）まで

③ 福井県報に合格者の受験番号を登載

④ 合格者には合格した旨を通知

なお、電話による合否の問合せには応じない。

9 試験結果の取扱い

受験者本人より、試験結果について提供を求められた際は、口頭により受験者本人の総得点のみ情報を提供する。

(1) 提供期間

令和 6 年 7 月 30 日（火）から 8 月 30 日（金）まで

（8 時 30 分から 17 時 15 分まで（初日は 10 時 00 分から）土曜日、日曜日、祝日を除く）

(2) 提供場所

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課

(3) 提供時に必要な書類

受験票および受験者本人であることを証明する書類（運転免許証等）

10 その他

- (1) 受験願書等の提出の際には、受験資格を確認の上、全ての書類を揃えて提出すること。提出書類に不備がある場合は受理しない。
- (2) 受理した受験願書等は、試験の可否に関わらず、一切返還しない。
- (3) 受験票は、試験日の2週間前を目処に郵送等により受験者に交付する。
- (4) 受験願書等に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したことが判明した場合は、受験を拒否し、または合格を取り消すことがある。
- (5) 試験の実施や合格発表について、試験会場への問い合わせはしないこと。
- (6) 県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページは下記から閲覧可能。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iei/kyokasikaku/choritest23.html>

